

事業者 殿

一般社団法人山口県労働基準協会 下関支部

クレーン運転業務特別教育（全課程）開催のご案内

クレーン等安全規則第21条第1項で義務付けられている「つり上げ荷重5t未満のクレーン（ホイストを含む）運転の業務」についての特別教育を、下記のとおり実施する運びとなりましたのでご案内致します。

当該業務従事者で特別教育が未実施の方の受講についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 開催日時 令和1年10月2日（水）～4日（金）
2. 開催場所 山口県立西部高等産業技術学校
住所：下関市千鳥ヶ丘町21-3、TEL：083-248-3505
3. 教育時間割

期日	時間	科目	講習時間
10月2日	8:00～11:10	クレーンに関する知識	3時間
	11:15～14:55	原動機及び電気に関する知識	3時間
	15:00～17:05	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間
	17:10～18:10	関係法令	1時間
10月3日	8:00～12:00	クレーンの運転及び運転のための合図（実技①）	4時間
	13:00～17:00	クレーンの運転及び運転のための合図（実技②）	4時間
10月4日	8:00～12:00	クレーンの運転及び運転のための合図（実技③）	4時間

※実技は各人4時間です。

4. 受講料 会員 8,800円（税込）、非会員 11,000円（税込）
5. テキスト代 「クレーンの運転」 定価 1,674円（税込）
6. 講習定員 40名（定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください）
7. 受付期間 令和1年9月2日(月)～9月24日(火)、受付時間 8:30～12:00、13:00～16:30、土日祝は除く。
8. 申込方法 別紙申込書（受講票）に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代金を添えて協会支部までお申込みください。
*受講を中止・欠席された場合は、既納受講料は返金できません。
9. 申込先 一般社団法人山口県労働基準協会 下関支部
住所 下関市大和町1-13-7 TEL 083-267-1313
10. 注意事項 (1)受講者は、受講票・テキスト・筆記用具等を持参願います。
(2)毎日開講15分前までに受付を終了し、講習係員の指示に従ってください。
(3)実技教育がありますので、ヘルメット・作業服・安全靴・手袋(軍手)を着用し、受講してください。
(4)本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻・早退等があった場合には、修了証を交付できません。

クレーン運転業務特別教育(全課程)受講申込書

ふりがな								受講番号
氏名								※
正確な氏名をかい書で記入してください。								入会支部に○を付けてください
生年月日		昭和	年	月	日	岩国・下松・徳山・防府・山口 宇部・小野田・下関・萩		
住所		(〒 -)						
勤務先	事業場名							
	事業場所在地	(〒 -)						
連絡先	氏名		所属部課		TEL		FAX	
<p>上記のとおり受講料(会員:8,800円、非会員:11,000円)及びテキスト代(1,674円)計()円を添えて申し込みます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(一社) 山口県労働基準協会 殿</p>								

個人情報の保護について

ご記入いただいた個人情報は、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた教育の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。

クレーン運転業務特別教育(全課程)受講票

ふりがな								受講番号
氏名								※
正確な氏名をかい書で記入してください。								会場
生年月日		昭和	年	月	日	山口県立 西部高等産業技術学校		
住所		(〒 -)						
事業場名								
出席確認印		備考	<p>1. ※以外の欄は申込者(本人)において記入してください。</p> <p>2. 所定の受講日を間違えた場合や遅刻・早退等で法定の時間の受講が出来なかった場合等の際には修了証を交付できませんのでご注意ください。</p> <p>3. 講習開始時間の15分前までに、教室等で当日の受付を済ませて受講番号の席に、着席し開講までお待ちください。</p> <p>4. 実技教育はヘルメット・作業服・安全靴・手袋(軍手)を着用してください。</p>					
第1日	第2日							